

令和2年1月16日  
(照会先)  
国民年金基金連合会  
業務企画部  
部長 尾崎 俊雄  
(電話直通) 03-5411-0211  
(夜間直通) 03-5411-1360

報道機関関係者各位

国民年金基金連合会

### 「令和1年分公的年金等の源泉徴収票」の記載誤りについて

国民年金基金の年金受給者の皆様及び関係者の方々にはご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今般の記載誤りの概要及び今後の対応については、以下のとおりとなります。

#### 1. 概要

今般、国民年金基金連合会及び各国民年金基金（以下「連合会等」という。）が国民年金基金の年金受給者等の皆様にお送りした「令和1年分公的年金等の源泉徴収票」において、一部の方に、誤記載や記載漏れがあることが判明しました。（別紙参照）

この源泉徴収票は、国民年金基金の年金受給者の方から提出された「令和1年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」をもとに、作成作業を行ったものですが、その作業過程においてシステム処理に不具合があったため発生したものです。

「支払金額」や「源泉徴収税額」に影響するものではありません。

なお、誤記載又は記載漏れがあった方には、お詫びの文書とともに正しい源泉徴収票を同封し再送しています。確定申告等の際は、再送した源泉徴収票を使用いただくこととなります。

#### 2. 今後の対応

当連合会といたしましては、国民年金基金の年金受給者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしているという認識の下、今回の事態を真摯に受け止め、こうしたシステム処理の不具合が二度と発生しないよう、サンプル調査の実施などチェック体制の強化を行い再発防止に一層努めてまいります。

本件についてのお問い合わせのため、下記のダイヤルを用意しております。

国民年金基金源泉徴収票お問い合わせダイヤル

0120-640-151

(受付時間 平日 9:00~17:15)

※1月18日(土)と19日(日)についても、9:00~17:15に受け付けます。

(注)フリーダイヤルの終了時期については、改めて連合会等のホームページでお知らせいたします。

(別紙)

## 「令和1年分公的年金等の源泉徴収票」の記載誤りについて

### 1. 誤記載及び記載漏れの内容等

- 今般、国民年金基金連合会及び各国民年金基金（以下「連合会等」という。）が本年1月6日に国民年金基金の年金受給者等の皆様にお送りした「令和1年分公的年金等の源泉徴収票」において、一部の方に、誤記載や記載漏れがあることが判明しました。
- 具体的な誤記載及び記載誤りは、以下のとおりです。
  - ① 源泉徴収票の源泉控除対象配偶者等の欄に、源泉徴収票を送付した方とは無関係の方の氏名が誤って記載（誤記載）されたもの（299人）
  - ② 源泉徴収票の源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の欄に、本来記載すべき配偶者等の「記載漏れ」があったもの（11,883人）

(注)「支払金額」、「源泉徴収税額」に記載誤りなし。

- この源泉徴収票は、国民年金基金の年金受給者の方から提出された「令和1年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」をもとに作成作業を行ったものですが、その作業過程においてシステム処理に不具合があったため発生したものです。
- 誤記載又は記載漏れがあった方には、お詫びの文書とともに正しい源泉徴収票を同封し再送しています。確定申告等の際は、再送した源泉徴収票を使用いただくこととなります。

### 2. 今後の対応

- 源泉徴収票の源泉控除対象配偶者等の欄に、誤記載の源泉徴収票を送付した方（299人）と、当該誤って氏名を記載された方には、個別にお詫びの文書を送付したところであり、今後のお問い合わせに適切に対応してまいります。
- なお、本件に関しまして、これまでのところ、お客様の氏名が不正に利用されたところのご連絡やお問い合わせはいただいておりません。
- 当連合会といたしましては、国民年金基金の年金受給者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしているという認識の下、今回の事態を真摯に受け止め、こうしたシステム処理の不具合が二度と発生しないよう、サンプル調査の実施などチェック体制の強化を行い再発防止に一層努めてまいります。

本件についてのお問い合わせのため、下記のダイヤルを用意しております。

国民年金基金源泉徴収票お問い合わせダイヤル

0120-640-151

(受付時間 平日 9:00~17:15)

※1月18日(土)と19日(日)についても、9:00~17:15に受け付けます。

(注)フリーダイヤルの終了時期については、改めて連合会等のホームページでお知らせいたします。

【記載誤りがあった範囲見本(赤字太枠にて囲っている部分)】

令和 1 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都港区六本木6-1-21												
	氏名	国民 太郎												
	生年月日	昭和 9年10月 1日												
区分		支払金額					源泉徴収税額							
法第203条の3第1号適用分							0円							
法第203条の3第2号適用分		1200000円					0円							
法第203条の3第3号適用分							0円							
法第203条の3第4号適用分							0円							
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額 円					
		特別障害者	その他の障害者	特別寡婦		寡婦寡夫	一般					老人	特別	その他
		0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1	2	3	4	5	6
源泉控除対象配偶者		区分		(摘要)										
氏名	基金 花子	居住												
控除対象扶養親族		区分		16歳未満の扶養親族					区分					
1氏名	基金 次郎	居住		1氏名										
2氏名				2氏名										
支払者	法人番号	0987654321012												
	所在地	東京都港区赤坂8-1-22 NMF 青山一丁目ビル9F												
	名称	全国国民年金基金												
整理欄														